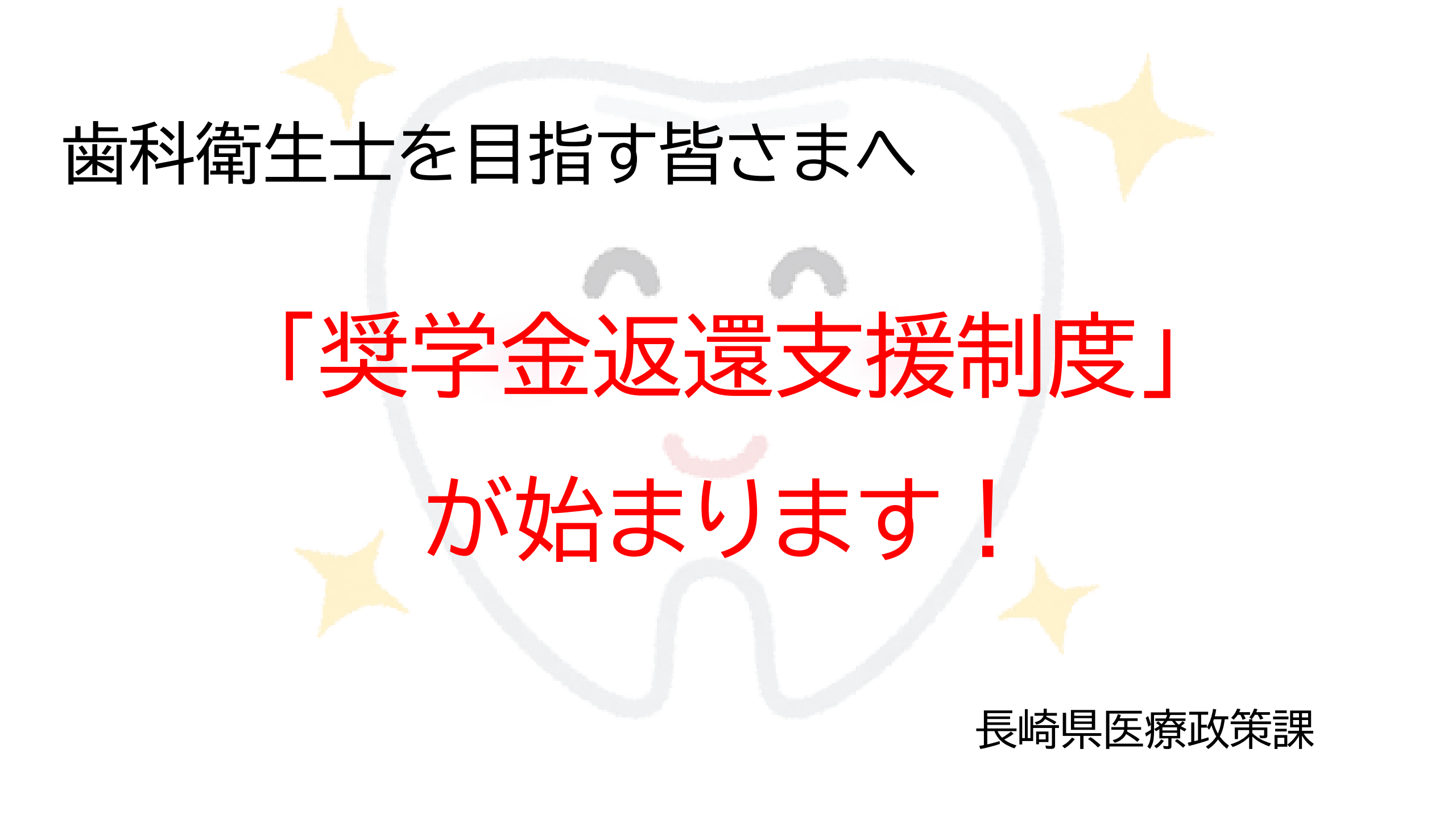




歯科衛生士を目指す皆さまへ

「奨学金返還支援制度」
が始まります！

長崎県医療政策課

奨学金返還支援制度の内容



○ 補助制度の対象者(①～③をいずれも満たす方)

①奨学金を借りて、

②県内の歯科衛生士専門学校を卒業した新卒の方で、

③離島地域の歯科診療所に就職した方※

○ 補助額 奨学金の年間返還額(年間最大21万6千円)

○ 補助期間 最大10年間

※ 補助対象となる歯科診療所の所在地は以下のとおりです。

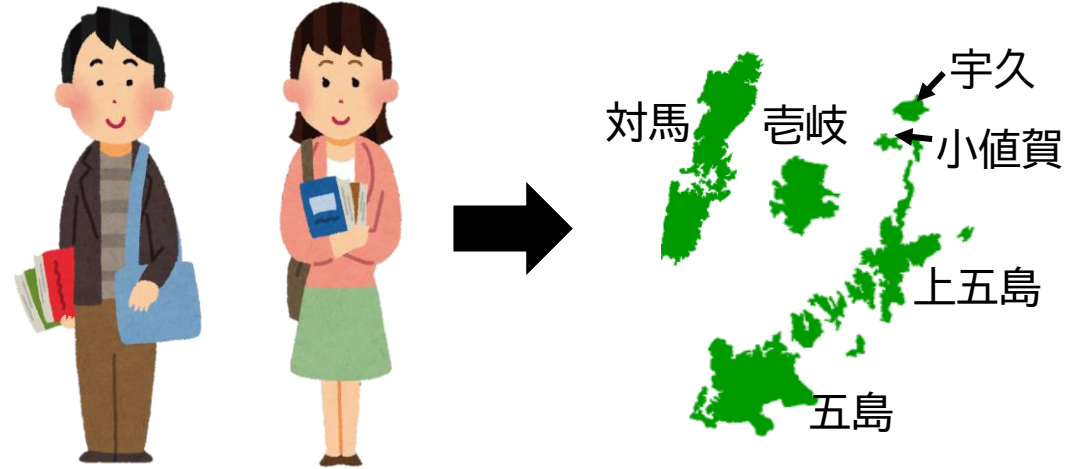
対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町、宇久町(佐世保市)



補助金交付までの流れ

※2年目以降は、③～⑤を繰り返し行うイメージです

- ① 長崎県内の歯科衛生士専門学校を卒業
- ② 離島地域の歯科診療所に就職
- ③ 1年間の勤務(毎年4月起点)
- ④ 3月中に(1年間の勤務終了直前に)、
必要書類を添えて申請書を
県医療政策課に提出
- ⑤ 原則として4月中に補助金をお支払い
(1年ごとに補助金をお支払いします。)



〔③の途中で、離職した場合〕

原則:補助終了

(例)2年6か月で離職した場合、
2年分6か月分(月割)の奨学金返還額を支給し、補助終了

例外1: **個人の事情の理由**(転居や健康含む)で

勤務できない場合は、1か月以内に離島地域で
再就職すれば継続して補助可能。

例外2: **個人の事情以外の理由**(歯科診療所の廃業等)で

勤務できない場合は、6か月以内に離島地域で
再就職すれば継続して補助可能。

😞離島地区での勤務に興味のある方へのお願い😞

○**求人募集の確認**をお願いします。

求人募集の確認については、各学校の就職窓口にお問い合わせください。

本制度の詳細(必要書類等)は、
今後、県のホームページを通じて発信していきます！
(URL)<https://www.pref.nagasaki.jp/section/iryo/>

※ ご不明な点は、以下の担当者までお願いいたします。

長崎県医療政策課 担当:石内
(TEL) 095-895-2461
(メール) t.ishiuchi@pref.nagasaki.lg.jp

↓お問合せフォーム↓

